

議第 8 号議案

精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出

精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求め、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 22 日提出

健康福祉・医療委員会

委員長 今 野 典 人

精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、精神障害者も身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義されており、障害者の自立及び社会参加支援等に向けた基本理念を定めている。

障害者の自立や社会参加を促進するためには公共交通機関などの移動支援の確保が必要不可欠であり、各種交通事業者は、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路などを対象に障害者に対する交通運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、精神障害者については、現在もなお交通運賃割引制度の対象から除外されており、社会参加を促す上で大きな課題となっている。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会連合会が実施したアンケート調査結果（回答者約4800人）によると、精神障害者の1カ月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%にも及ぶ。当然のこととして交通費の負担が大きく、作業所に行くのをやめた、どこにも出かけないようにしている、外出は自転車で行ける範囲など、社会参加にほど遠い深刻な実態が明らかになっている。

改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が整備され、平成26年2月に国連障害者権利条約が締結された。同条約第20条では「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」及び第4条では「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。」と定めている。

一連の国内法や条約に照らせば、障害者の交通運賃割引制度から精神障害者が除外されている状況は、一刻も早く是正されなければならない問題である。

よって、国におかれては、精神障害者も身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう各種交通事業者に働きかけ、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 2 9 年 9 月 2 2 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛て

横浜市会議長

松 本 研